

## 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科所属教員適格者選考委員会 (千葉大学)について(申合せ)

平成16年4月1日  
連合研究科運営委員会

千葉大学における、大学院連合学校教育学研究科所属教員適格者選考委員会の開設、構成及び運営については、次のとおり行う。

### 1. 適格者選考委員会開設の申請

適格者選考委員会(以下「選考委員会」という。)開設の申請は、当該連合講座(以下「講座」という。)千葉大学部会の要請に基づき、当該講座の千葉大学部会代表者が、当該講座代表者会議の議を経て、選考委員会開設申請書(様式1)により大学院連合学校教育学研究科運営委員会(千葉大学)(以下「運営委員会」という。)委員長に要請する。

### 2. 選考委員会の開設

運営委員会委員長は、前項の要請に基づき、選考委員会の開設を運営委員会に諮り、運営委員会はこれを審議する。

### 3. 選考委員会の構成

- (1) 選考委員会の構成員については、当該講座の千葉大学部会に所属する教員の合議により原案を作成するものとする。
- (2) 選考委員会は、原則として当該講座の千葉大学部会に所属する教員5名以上の委員をもって構成するものとする。
- (3) 選考委員会の構成にあたり、必要があると認めるときは、他講座の千葉大学部会に所属する教員又は連合学校教育学研究科を構成する他大学の当該講座に所属する教員を含むことができる。
- (4) 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

### 4. 選考委員会に招集

選考委員会は、当該講座の部会代表者が招集する。

### 5. 選考委員会の審査

選考委員会は、全委員出席のもとに開催し、適格候補者について審査することを原則とする。

### 6. 運営委員会委員長への報告

選考委員会委員長は、適格候補者の個人調書に所属教員適格候補者選考調書(様式2)を添え、審査の結果及びその経緯を速やかに運営委員会委員長に報告する。

### 7. その他

この申合せによりがたい場合は、その都度運営委員会に諮り、決定するものとする。

### 附則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。